

国地契第 1 2 7 号  
平成 18 年 2 月 14 日

各地方整備局総務部長 あて

大臣官房地方課長

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成 3 年 5 月 1 8 日付け建設省厚発第 1 7 2 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 1 8 年 2 月 1 4 日から適用することとしたので、通知する。

#### 記

記 7 二中「第 1 2 号」を「第 1 2 号イ」に、「、ロ又はハ」を「からニまでに掲げる事実のいずれか」に改め、記 7 ニイからハまでを次のように改める。

- イ 排除措置命令
- ロ 課徴金納付命令
- ハ 刑事告発

記 7 二ハの次に次のように加える。

- ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

記 7 三中「出され、審判手続開始請求期限までに審判手続開始の請求がなされないこと（事業者が審判手続開始の請求をした場合は、審判手続開始決定後納付すべき旨の審決が出たこと）」を「出されたこと」に、「指名停止措置」を「指名停止」に改める。

記 7 四を次のように改める。

- 四 別表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 1 2 号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の 2 分の 1 の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 1 2 号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第 3 第 3 項の規定を適用するものとする。